【事件名】コンチネンタル・オートモーティブ事件（東京高裁平成 29.11.15 判決）

～主治医の「通常勤務可能」とされた診断書について，その提出経緯及び内容に疑問が残るとして，休職期間満了により自然退職とした取扱いが有効とされた事例～

どんな事件ですか？

○　本件は，期間を定めずに雇用され，適応障害で傷病休職をしていたＸ（勤続３年未満）が，Ｙ社に対し，休職期間満了により自然退職としたことが無効であるとして，地位確認と賃金支払を請求した事件です。

○　Ｙ社の就業規則には，「勤続３年未満の社員の傷病休職期間は 12 か月で，当該期間満了後，復職できないときは退職とする」旨が規定されています。

○　地裁はＸの請求を棄却し，その後，高裁で争われました。

何が問題となったのですか？

○　業務外で傷病休職中であったＸは，休職期間満了日を超えて自宅療養を必要とする旨の主治医の診断（以下「本件診断１」）を受け，診断書を提出して傷病休職の継続を申し出ましたが，Ｙ社が休職期間満了により自然退職となる旨通告したところ，本件診断１から 18 日後に症状軽快のため通常勤務は問題ない旨の主治医の診断（以下「本件診断２」）を受け，Ｙ社に休職期間満了前に復職すると連絡しました。

○　そこで，本件診断２の信用性が問題となりました。

裁判所はどう判断したのですか？

1　本件診断２については，次のように地裁判決を維持する判断がされました。

○　Ｘは，本件診断１からわずか 18 日後に本件診断２を受けているが，短期間で一旦なされた診断結果が変わっている上，内容も自宅療養を必要とするというものから，通常勤務可能という 180 度転換したものになっており，本件診断２は，その経緯及び内容からして疑問が残るといわざるを得ない。

○　産業医も，患者の強い意向により復職可能とする診断書を書く場合がある旨述べ，主治医も，本件診断１から本件診断２への転換について，Ｘが解雇を通告されて復職の希望を示したことを理由に挙げていることからすれば，当該転換は，退職を避けたいというＸの意向が強く影響しているといえる。

　また，主治医が，本件診断２の当時，医師としては通常勤務ではなく制限勤務とすべきと考えていた旨述べていること，Ｘが抗うつ剤や比較的強い睡眠導入剤の処方を受けていたこと等に照らせば，病状が本件診断１の状態から軽快しておらず，本件診断２で通常勤務可能とされた理由は，もっぱら退職となることを避けたいというＸの希望にあったというべきである。

2　本事件の結論

　Ｙ社によるＸの自然退職扱いを有効とし，Ｘの請求を棄却しました。（Ｘが上告等をしましたが，最高裁は上告棄却等の決定をし，本判決は確定しました。〔最高裁第一小法廷平成 30.5.31 決定〕）

この判例で注目すべきところは何ですか？

○　本件で，主治医の診断に矛盾があると考えたＹ社は，産業医に相談し，その助言を受けて主治医と面談して，Ｘの病状，診断結果転換の理由，実際の主治医の所見等について聴取した上で復職を不可と判断しましたが，この対応は，復職可否の判断に当たり，使用者がとるべき対応や聴取すべき事項の参考になるでしょう。

○　なお，主治医から聴取りを行う場合には，通常，労働者の同意を求められるため，就業規則に，復職の可否を判断するための主治医からの聴取りに協力することを規定しておくことも有用と考えられます。